

# 役員等就業規則

社会福祉法人 徳心会

## 役員等就業規則目次

第 1 章	総 則	-----	1
第 1 条	目 的	-----	1
第 2 条	役 員	-----	1
第 3 条	適 用 範 囲	-----	1
第 4 条	記 録	-----	1
第 2 章	人 事	-----	1
第 5 条	就任承諾書の提出	-----	1
第 6 条	役員 の 退 任	-----	1
第 7 条	役員 の 定 年	-----	1
第 8 条	辞 任	-----	1
第 3 章	服 務	-----	2
第 9 条	心 得	-----	2
第 10 条	禁 止 事 項	-----	2
第 4 章	報 酬	-----	2
第 11 条	報酬等の種類	-----	2
第 12 条	常勤役員報酬	-----	2
第 13 条	非常勤役員および評議員報酬	-----	2
第 14 条	役員報酬の支払と控除	-----	3
第 15 条	役員退職金	-----	3
第 16 条	長期欠勤の役員の報酬	-----	3
第 5 章	旅費および交通費	-----	3
第 17 条	旅費および日当	-----	3
第 18 条	制 定 ・ 改 廃	-----	3
	附 則	-----	4

# 役員等就業規則

## 第1章 総 則

( 目 的 )

**第1条** この就業規則は、社会福祉法人徳心会（以下「法人」という。）に執務する役員および評議員の就業に関する事項について定めたものである。

ここに定める以外の事項は、法令、定款ならびに理事会の決定に従う。

( 役 員 )

**第2条** 役員とは、評議員会で選任された理事および監事をいう。

( 適 用 範 囲 )

**第3条** この規則は法人の役員および評議員のすべてに適用する。

( 記 録 )

**第4条** 役員および評議員の人事については、役員台帳および評議員台帳を備え、これに必要事項を記載のうえ、本部において保管する。

## 第2章 人 事

(就任承諾書の提出)

**第5条** 役員および評議員の就任を承諾したときは、すみやかに役員就任承諾書および評議員就任承諾書を理事長に提出しなければならない。

( 役 員 の 退 任 )

**第6条** 役員および評議員の退任は、任期満了、辞任による。

( 定 年 )

**第7条** 理事長の定年は満75歳の誕生日を迎えた任期の終了までとする。

( 辞 任 )

**第8条** 役員および評議員が辞任する場合は、原則として1ヶ月前に理事長に届け出るものとする。

### 第 3 章 服 務

( 心 得 )

**第 9 条** 役員および評議員は業務の執行にあたって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 法令、定款および法人の諸規則に従って所管業務を執行すること。
- (2) 法人の方針および理事長の指示に基づき、業務を計画的に処理すること。
- (3) 所管部門の統率をはかり、他部門との連絡を密にすること。
- (4) 職員に対しては公平無私を旨とし、賞罰を明らかにすること。
- (5) 職員兼務役員は、役員の立場と職員の職務を明確に区別して業務に当たること。

( 禁 止 事 項 )

**第 10 条** 役員および評議員は次の行為をしてはならない。

- (1) 職務上の地位を利用して、手数料、リベート、饗応を受ける等、職務の公正を害し、または害するおそれのある行為をすること。
- (2) 法人の機密をもらし、または法人の不名誉、不利益となる行為をすること。

### 第 4 章 報 酬

( 報 酬 等 の 種 類 )

**第 11 条** 報酬等の種類は、月額報酬・特別報酬・日額報酬・監査報酬および交通費とする。

( 理 事 お よ び 監 事 報 酬 )

**第 12 条** 理事の報酬等の額の基準となる別表 1 は、評議員会において決議する。

2. 理事長・業務執行理事の報酬は別表 1 に基づき支給する。
3. 会長の報酬は別表 1 に基づき支給する。
4. 新たに就任し、または退任した場合の月額報酬は、当該月の日割り計算によって支給する。
5. 本条第 2 項および第 3 項に該当しない理事の報酬は、別表 1 に基づき支給する。
6. 監事の報酬および監査業務に対する報酬は、別表 1 に基づき支給する。
7. 特別報酬は、理事長・会長・業務執行理事に対して別表 1 に基づき支給する。

( 評 議 員 報 酬 )

**第 13 条** 評議員の報酬は評議員会の出席一回につき 3 万円とする。

(役員および評議員報酬の支払と控除)

**第14条** 役員および評議員報酬は、暦月計算とし、職員給与の支給日に指定の銀行口座に振り込む。

2. 税金、社会保険料および控除することについて本人から申出があった前払金、貸付金、立替金等は、毎月の報酬から控除する。

(役員退職金)

**第15条** 理事長および会長の役員退職金の原資として、役員報酬月額10%を毎月積み立て、退職時に支払うものとする。

2. 本人が死亡した場合の役員退職金は、本人の遺族に支給する。

(長期欠勤の役員の報酬)

**第16条** 役員が病気かその他の事由によって長期欠勤した場合の報酬は、その任期が満了するまでは原則として減額しない。

## 第5章 旅費および交通費

(旅費および日当)

**第17条** 役員および評議員が法人業務により出張する場合、旅費・日当および宿泊料を下記により支給する。

目的地	役職	日当	宿泊料	
			ホテル等	車中等
国内	役員	5,000円	30,000円	7,500円
	非常勤役員 および評議員	10,000円	30,000円	7,500円
国外	全ての役員 および評議員	15,000円	36,000円	9,000円

2. 旅費は、原則として実費を清算払いとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、出張前に概算払いをすることができる。

3. 理事長・会長・業務執行理事の出勤交通費は、実費を精算払いとする。

(制定・改廃)

**第18条** この規則の制定および改廃は理事会の決議による。

## 附 則

1. この規程は、平成3年4月1日から施行する。
2. この規程の一部改正は、令和5年3月22日から施行する。

## 別表1 理事および監事報酬

1. 理事長・業務執行理事の報酬は下記の通りとする。

役 職	報 酬 月 額
理 事 長	2,000,000 円以内
専 務 理 事	1,200,000 円以内
常 務 理 事	1,200,000 円以内

2. 会長の報酬は月額30万円とする。
3. 理事長・業務執行理事・会長に該当しない理事の報酬は、理事会の出席一回につき3万円とする。
4. 監事の報酬は理事会の出席一回につき3万円とする。
5. 監事の監査業務に対する報酬は、3万円とする。
6. 特別報酬は、理事長・会長・業務執行理事に対して月額報酬の2か月分を職員賞与の支給日に年2回支給する。